



資料編

資料編

1 計画策定の経緯

(1)八王子市子ども・子育て支援審議会での審議

計画の策定にあたり、市民委員などから構成される「八王子市子ども・子育て支援審議会」(以下、「審議会」)において、計画の理念や方向性、施策体系や子ども・子育て支援事業計画の審議を行いました。

(2)専門部会の設置

具体的な審議を行うため、審議会の下部組織として2つの部会を設置し、検討を行いました。

■ 子ども・子育て支援給付部会

教育・保育施設などにおける利用者負担のあり方・運営基準・子ども・子育て支援事業計画

■ 子ども・子育て支援事業部会

学童保育所における利用者負担のあり方・運営基準・子ども・子育て支援事業計画

(3)審議会での検討状況

会議名	開催日	主な審議
子ども・子育て支援 審議会	1 平成25年8月12日	諮問について／ニーズ調査
	2 平成26年1月21日	ニーズ調査
	3 平成26年2月25日	子ども・子育て支援事業の量の見込み
	4 平成26年3月18日	子ども・子育て支援事業の量の見込み
	5 平成26年4月21日	八王子の子育て環境
	6 平成26年5月27日	こども育成計画後期計画進捗状況／ニーズ調査結果
	7 平成26年6月26日	現行計画の成果と課題／新計画の基本理念と施策体系
	8 平成26年7月13日	「子どもとの意見交換会」
	9 平成26年8月12日	事業計画における確保方策／新計画の施策体系
	10 平成26年9月30日	「子どもとの意見交換会」
	11 平成26年10月30日	子ども・子育て支援事業計画／新計画の施策体系
	12 平成26年12月16日	「ビジョンすくすく☆はちおうじ」素案
	13 平成27年3月26日	「ビジョンすくすく☆はちおうじ」策定
給付部会	1 平成25年9月25日	教育・保育サービスの類型／教育・保育提供区域
	2 平成25年10月30日	新制度実施及び中核市移行に伴う新規条例
	3 平成25年12月19日	施設の設備及び運営に関する基準／利用者負担
	4 平成26年2月25日	事業計画／利用者負担／地域子ども・子育て支援事業
	5 平成26年3月18日	施設・事業の分類及び策定基準／保育の必要性
	6 平成26年4月21日	保育の必要性／保育所利用調整基準／施設の設備・運営基準
	7 平成26年5月27日	量の見込み
	8 平成26年6月26日	幼稚園の利用者負担／中間答申案／量の見込み
	9 平成26年8月12日	利用者負担／小規模保育事業実施者審査

	10	平成26年8月27日	利用者負担
	11	平成26年9月30日	国庫補助協議の対象施設の選定
	12	平成26年10月30日	答申案／事業計画
	13	平成26年12月16日	利用定員
	14	平成27年3月26日	保育施設などの確認及び認可
事業部会	1	平成25年10月18日	学童保育所の現状／提供区域
	2	平成25年12月17日	ニーズ調査／小学校6年生までの受け入れ／入所基準
	3	平成26年1月21日	学童保育所の検討項目／保育料
	4	平成26年2月18日	学童保育所の検討項目／保育料
	5	平成26年2月25日	量の見込み／検討項目／保護者に対する調査結果
	6	平成26年3月18日	量の見込み／入所基準／中間答申案
	7	平成26年4月21日	中間答申案／入所基準／保育料
	8	平成26年5月27日	保育料／入所基準／中間答申案／放課後の居場所
	9	平成26年6月26日	中間答申案／放課後児童対策
	10	平成26年8月12日	量の見込みと確保方策
	11	平成26年9月30日	条例案／放課後子ども教室
	12	平成26年10月30日	子ども育成計画／事業計画／答申案

2 八王子市子ども・子育て支援審議会委員名簿

氏名	所属など	部会	備考
青木 訓行	八王子商工会議所	給付	部会長
池永 文乃	市民公募委員	給付	
井上 仁	日本大学	事業	会長
内野 彰裕	八王子市私立幼稚園協会	給付	
大須賀 美奈子	八王子市立小学校PTA連合会	事業	
岡崎 理香	八王子市民活動協議会	事業	
鍛冶 礼子	東京純心女子大学	給付	
栗本 正男	八王子市町会自治会連合会	事業	
小林 千里	市民公募委員	給付	
塩澤 伸久	連合東京三多摩ブロック地域協議会	給付	
高橋 哲男	八王子市社会福祉協議会	事業	
高橋 洋	八王子市公立小学校長会	事業	副会長・部会長
田口 勝美	八王子公共職業安定所	-	
辰田 雄一	東京都八王子児童相談所	-	
立石 晴美	八王子市立中学校PTA連合会	事業	
チャーリー 磯崎	市民公募委員	事業	
柘澤 章次	八王子市私立保育園協会	給付	
山口 茂	八王子市民生委員児童委員協議会	事業	

五十音順・敬称略／平成27年3月31日現在

3 これまでの国の動向と市の取り組み

年	少子化の状況 (全国の合計 特殊出生率)	国の動向		市の取り組み
		少子化対策に関するもの	その他	
平成 15 年 (2003 年)	1.29	「次世代法」(7 月施行) 「少子化社会対策基本法」(9 月施行)		
平成 16 年 (2004 年)	-	「少子化社会対策大綱」(6 月閣議決定) 「子ども・子育て応援プラン」 (12 月決定)		・子ども家庭支援センター開設
平成 17 年 (2005 年)	1.26 (過去最低)			・「こども育成計画(前期計画)」策定
平成 18 年 (2006 年)	-	「新しい少子化対策について」 (6 月決定)		・要保護児童対策地域協議会による 児童虐待などへの対応を開始 ・「第 1 期ひとり親家庭自立支援計画」 策定 ・児童館の対象年齢・利用時間を拡大
平成 19 年 (2007 年)	-			・放課後子ども教室の実施 ・乳幼児全戸訪問事業の実施
平成 20 年 (2008 年)	-	「『子どもと家族を応援する日本』 重点戦略」(12 月決定)	「ワーク・ライフ・ バランス憲章」 (12 月策定)	・子ども議会を開催
平成 21 年 (2009 年)	1.37	「新待機児童ゼロ作戦」(2 月策定)		・「赤ちゃん・ふらっと」補助制度新設
平成 22 年 (2010 年)	-	「子ども・子育てビジョン」(1 月閣議決定)	子ども・若者支援 推進法(4 月施行)	・「こども育成計画(後期計画)」策定 ・「第 1 次教育振興基本計画」策定 ・「第 2 期ひとり親家庭自立支援計画」 策定
平成 23 年 (2011 年)	-			・小児・障害メディカルセンター開設
平成 24 年 (2012 年)	-	「子ども・子育て関連 3 法」(8 月成立) ・子ども・子育て支援法 ・認定こども園法一部改正法 ・関係整備法		・乳幼児健診未受診者への対応強化
平成 25 年 (2013 年)	1.43	「待機児童解消加速化プラン」(4 月策定)	子どもの貧困対策 の推進に関する 法律(6 月公布) 生活困窮者自立 支援法(12 月 公布)	・「第 2 期地域福祉計画」策定 ・1 小学校区・1 学童保育所を実現 ・保育料などに寡婦(夫)控除のみなし 適用を開始
平成 26 年 (2014 年)	-	改正「次世代法」(4 月施行)		・「いじめ防止基本方針」の策定
平成 27 年 (2015 年)	-	子ども・子育て支援新制度スタート		・中核市八王子誕生 ・「第 3 次子ども育成計画 ビジョン すくすく☆はちおうじ」策定 ・「第 2 次教育振興基本計画」策定

4 次世代法の行動計画策定指針に関連する市の計画

次世代法の行動計画策定指針に示されている各施策に関連する市の計画は、次のとおりです。
本計画に掲載した施策以外についても、他計画と連携しながら、取り組んでいきます。

次世代法の策定指針		関連する市の計画
1 地域の子育て支援	ア 地域における子育て支援サービスの充実	障害者計画・障害福祉計画
	イ 保育サービスの充実	—
	ウ 子育て支援のネットワークづくり	—
	エ 子どもの健全育成	教育振興基本計画・生涯学習プラン・ 読書のまち八王子推進計画・保健医療計画・ 地域福祉計画
	オ 地域における人材養成	地域福祉計画
2 母性・乳幼児の 健康確保・増進	ア 切れ目ない妊娠婦・乳幼児への保健対策	—
	イ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	教育振興基本計画・保健医療計画
	ウ 「食育」の推進	教育振興基本計画・食育推進計画
	エ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	地域福祉計画
	オ 小児医療の充実	保健医療計画
3 教育環境の 整備	ア 次代の親の育成	教育振興基本計画
	イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	教育振興基本計画・スポーツ推進計画
	ウ 家庭や地域の教育力の向上	教育振興基本計画・生涯学習プラン・保健医療計画
	エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	教育振興基本計画
4 生活環境の 整備	ア 良質な住宅の確保	住宅マスタープラン
	イ 良好な居住環境の確保	都市計画マスタープラン・住宅マスタープラン
	ウ 安全な道路交通環境の整備	都市計画マスタープラン・交通マスタープラン
	エ 安心して外出できる環境の整備	地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・ 都市計画マスタープラン・交通マスタープラン
	オ 安全・安心まちづくりの推進等	交通安全計画・ 安全・安心まちづくりのための防犯対策方針
5 両立支援	ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	男女が共に生きるまち八王子プラン
	イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備	—
6 妊娠・結婚・ 育児支援 ・出産	—	—
7 安全確保 子どもの	ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	教育振興基本計画・交通安全計画
	イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	教育振興基本計画・ 安全・安心まちづくりのための防犯対策方針
	ウ 被害に遭った子どもの保護の推進	—
8 児童対応 児童保護	ア 児童虐待防止対策の充実	地域福祉計画
	イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	—
	ウ 障害児施策の充実等	教育振興基本計画・特別支援教育推進計画・ 保健医療計画・障害者計画・障害福祉計画

5 用語集

本文中に、* 表示をした用語を説明します。

- あ** **ESD(持続可能な開発のための教育)** 現代社会の様々な課題を自らの課題と捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。(Education for Sustainable Development)の略。
- 一体型の学童保育所・放課後子ども教室** すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、学童保育所の子どもも放課後子ども教室での多様な体験活動に参加できるもの。
- インクルーシブ** 「包含する」の意味。障害のある子どももない子ども、あらゆる子どもが必要な支援を受けながら、同じ場で教育や保育が受けられる状態。
- 宇宙の学校** こども科学館が市民と協働して実施している、親子で参加する体験学習。宇宙航空研究開発機構(JAXA)宇宙教育センターが協力。
- か** **寡婦(夫)控除のみなし適用** 現在の制度では、非婚のひとり親家庭の親に、所得税法上の寡婦(夫)控除が適用されていない。そこで、本市においては平成25年度から、非婚のひとり親家庭の経済的負担を軽減し、自立を支援するため、保育料・幼稚園就園奨励費補助金・市営住宅家賃の算定に寡婦(夫)控除のみなし適用を実施。
- 教育・保育施設** 子ども・子育て支援新制度において、認定こども園・幼稚園・保育所をいう。
- 居所不明児** 当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診などの保健・福祉サービスに関する電話や家庭訪問によって連絡が取れず、市町村が居住実態の確認が必要と判断した家庭の児童(居住実態が把握できない児童)を指す。
- 合計特殊出生率** ある1年において、15～49歳の各年齢の女性の出生率を合計したもので、1人の女性について、それぞれの年齢ごとの出生率で出産すると仮定した場合、一生の間に産む子どもの数に相当するもの。合計特殊出生率が2.08を下回ると、人口は減少に転ずるとされている。
- 子育て情報モバイルサイト「はち☆ベビ」** 市内在住の妊娠中の方や乳幼児を育てる家庭を対象とした子育て情報モバイルサイト。登録すると、予防接種のスケジュール管理機能などが利用できる。
- 子育てメールマガジン「すくすく☆メール」** 市内在住の妊娠中の方や乳幼児を育てる家庭を対象としたメールマガジン。登録すると、おなかの赤ちゃんの成長の様子や子育てのアドバイス、市の支援事業など、妊娠週数や子どもの年齢に応じたメールを配信する。
- 子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援新制度)** 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、平成24年8月に成立した次の3つの法律「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。また、子ども・子育て支援新制度は、この3法に基づく制度のことを指す。

	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制と確保の内容、実施時期を定めた計画のこと。
た	地域型保育事業	少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の4つの事業がある。
	・家庭的保育	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
	・小規模保育	利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
	・事業所内保育	事業所内の施設などにおいて、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。
	・居宅訪問型保育	子どもが障害や病気などで個別のケアが必要な場合などに、保育を必要とする乳幼児の居宅において保育を行う事業。
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について、出産前からの支援を行うことが特に必要な妊婦のこと。
な	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、保育を必要とする場合には教育のほかに保育を受けられる。
	は 八王子型児童館	0～18歳までの子どもが利用でき、乳幼児期から高校生年齢まで年齢に応じた支援を行うとともに、子ども自身が企画・運営する事業や就労体験など、地域と連携しながら子どもが自主性・社会性を育む事業を実施していることを特徴としている。
	八王子市の家庭教育8か条	本市としての家庭教育の重要なポイントについて、教育委員会がまとめたもの。
	プレーパーク	「冒険遊び場」とも呼ばれる、ヨーロッパを中心に広がった遊び場。普通の公園のように整備されておらず、プレーリーダーが見守る中で、自然を活かしたり、廃材などで子ども自身が好奇心や創造力を働かせながら遊ぶ場所のこと。
	放課後子ども教室	学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動の場を提供するもの。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。
	放課後子ども総合プラン	すべての就学児童が、放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童保育所と放課後子ども教室の計画的な整備を進めるため、平成26年7月に文部科学省と厚生労働省が策定した計画。
	保・幼・小連携の日	保育所・幼稚園と小学校が授業参観や情報交換などの交流を行い、教職員同士がお互いの指導内容や子どもたちの生活・学習の実態について相互理解する取り組み。平成26年度から試行実施。
ま	水辺の楽校	民間団体や河川管理者など地域が一体となって、子どもたちが川の自然とふれあえるよう、自然観察会や川遊び体験などの自然学習を行う事業。
	や 要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもなど要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、関係機関が連携して情報共有を行い、支援方針や役割分担の協議、支援の進捗管理を行うネットワーク。



子ども・子育て応援！八王子市オリジナルダンスソング



「ぼくらの八王子」

作詞 FUNKY MONKEY BABYS

作曲 谷口 國博

編曲 本田 洋一郎



- 1 僕らの八王子 毎日がいとおしい
笑顔が絶えないこの街で僕ら生きていく

汗流して頑張るお父さん
僕らのためありがとうお母さん
いつも優しいお爺ちゃんお婆ちゃん
僕も立派になれるかな

高尾のふもとに日が当たる時
いちよう並木では「いってらっしゃい」と
小鳥たちが歌う

僕らの八王子 毎日がいとおしい
笑顔が絶えないこの街で僕ら生きていく

- 2 右手に一つ夢を握ったら
左手に勇気を握ってみよう
そして青空を見上げてみれば
なんでも出来る気がするよ

高尾の山頂 日が昇るとき
甲州街道では 元気良く足音が響き渡る

僕らの八王子 溢れだす希望に
笑顔が絶えないこの街で僕ら生きてく

- 3 お花見しよう富士森公園
花火大会八王子まつり
葉っぱが色付けばいちょう祭り
冬はこたつで暖まろう

高尾の山へと日が沈むとき
浅川の水面が「おかえりなさい」と
キラキラ輝く

僕らの八王子 明日が待ち遠しい
笑顔が絶えないこの街で僕ら生きていく

青い小鳥の歌声 空に響いてる

僕らの八王子 毎日がいとおしい
笑顔が絶えないこの街で僕ら生きていく

僕らの八王子 明日が待ち遠しい
笑顔が絶えないこの街で僕ら生きていく



第3次八王子市子ども育成計画「ビジョン すくすく☆はちおうじ」
(平成27～31年度)平成27年3月発行



発行:八王子市
編集:子ども家庭部子どものしあわせ課
イラスト:竹永 絵里

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話:042-620-7391 FAX:042-627-7776
E-mail:b470100@city.hachioji.tokyo.jp



八王子市子ども育成計画

検索



Facebookページ「すくすく☆はちおうじ」

